

加古川市環境保全協議会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、兵庫県（以下「県」という。）、加古川市（以下「市」という。）及び協定参加事業者（以下「事業者」という。）が、平成19年9月26日に締結した協定書第3条の規定に基づいて設置する環境保全協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について定める。

(用語)

第2条 この要綱で使用する用語は、協定書で使用する用語の例による。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 住民代表 13人以内
- (2) 県の職員 2人以内
- (3) 市の職員 3人以内
- (4) 事業者の代表 9人以内

2 前項第1号の委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、加古川市町内会連合会会長をもってあてる。

3 副会長は、加古川商工会議所会頭をもってあてる。

4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を執行する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員5人以上の連名をもって請求があったときは、会長は速やかに協議会を招集しなければならない。

2 協議会は、第3条第1項の各号委員の各1人以上の出席、かつ全委員の過半数の出席をもって成立する。

3 協議会の議長は、会長をもって充てる。

(小委員会)

第6条 協議会の運営その他必要な事項について協議するため、協議会に小委員会を置くものとする。

2 小委員会の委員は、会長及び副会長並びに第3条第1項第2号、第3号及び第4号に定める委員のうちからそれぞれ1人を選任し、構成する。

3 小委員会は、会長が招集する。

(調査)

第7条 協定書第5条に規定する環境保全対策の実施状況の調査については、協議会において決定し、協議会で行うものとする。

2 前項のほか3人以上の委員が連署をもって、あらかじめ調査の項目及び実施の日時等を会長に届け出た場合は、当該委員による調査ができるものとする。

3 前項の調査に際しては、市職員が同行するものとする。

4 第2項の調査結果は、次の協議会に報告しなければならない。

(費用及び会計)

第8条 協議会の運営に要する経費は、県、市及び事業者が協議して負担するものとする。

2 協議会の経理の責任者として事務局長を置く。

3 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(監事)

第9条 協議会に、監事2名を置く。

2 監事は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、会計を監査する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、加古川市環境部環境保全課において処理するものとする。

(施行の細目)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、運営細目で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

(加古川市公害防止協議会要綱の廃止)

2 加古川市公害防止協議会要綱（昭和57年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表

加古川市議会産業環境常任委員会委員長
一般社団法人加古川医師会会長
加古川市町内会連合会会長
東播磨漁業協同組合代表理事組合長
加古川市農業委員会会長
加古川商工会議所会頭
野口町北地区住民代表
平岡町東地区住民代表
尾上町住民代表
別府町住民代表
米田町住民代表

註 地区住民代表については、各地区町内会連合会の推せんする者とする。